

第8回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和6年9月26日（木）9：30～10：26

場 所：浜田市役所 4階 講堂A B C

1 出席委員

【農業委員】（14名）

1番 中 田 善 喜	2番 佐々木 京 子	3番 大 崎 健 太	4番 高 橋 伸 幸
6番 原 田 義 一	7番 野 上 省 三	8番 皆 本 浩 己	9番 豊 田 知 世
10番 川 神 昌 暢	11番 河 上 昭 二	14番 岩 谷 淳 志	16番 三 浦 寿 紀
18番 玉 田 一	19番 南 谷 勇		

【農地利用最適化推進委員】（14名）

1番 河 野 恒 弘	2番 永 見 繁 廣	3番 河 西 堅	4番 小松原 常 雄
5番 永 見 昌 之	6番 道 下 文 男	7番 領 家 悟	10番 大 谷 数 義
11番 長 野 昭 三	12番 高 橋 久美子	14番 田 村 邦 麿	16番 野 村 明 治
18番 串 崎 美 之	19番 大 森 一 利		

2 欠席委員

【農業委員】岡本健治、青葉 真、稲田勝志、藤若裕香、柿元信次

【農地利用最適化推進委員】近重邦昭、永見 孔、橋本安延、河崎 健

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本農地係長

【農林振興課】松本会計年度任用職員

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1)開会

(2)議案

5 そ の 他

6 閉 会

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第 4 条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	本日、欠席の報告がありました農業委員は、5 番 岡本委員、12 番 青葉委員、13 番 稲田委員、15 番 藤若委員、17 番 柿元委員、以上 5 名から欠席の報告がありました。 農業委員の出席は、現在 14 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。 なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、1 番 近重委員、8 番 永見委員、13 番 橋本委員、15 番 河崎委員、以上 4 名から欠席の報告がありました。
議 長	事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第 8 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。 続いて、浜田市農業委員会会議規則第 15 条に規定する議事録署名委員を指名いたします。2 番：佐々木委員、6 番：原田委員、よろしくお願いします。 本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。 それでは、次第」の 1 番目「報告」です。報告は、農地利用目的変更届が 1 件、農地法第 5 条事業計画変更申請が 1 件、です。事務局から説明をお願いします。なお、事前の質問等がありましたら、併せてお願いします。
事務局	それでは、農業利用目的変更届「2 号」について説明します。場所は、周布まちづくりセンターから約 1,400m 南東の吉地町 2 町内です。届出は、吉地町の田、2 筆、237 m²のうち 167 m²で、利用目的を「田」から「畑」に変更するものです。野菜を耕作することとされ、隣接者等から異議支障が出た場合は、耕作者である届出者において責任を持ち解決することとしておられます。申請地は農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしで第 2 種農地と判断いたしました。 農地法第 5 条事業計画変更申請「1 号」について説明します。場所は、金城町今福まちづくりセンターから約 1,000m 北西の岩塚町内です。こちらは、令和 4 年 5 月に許可をしている「太陽光発電設備」への転用の案件ですが、資材調達の遅れにより、未実施となっておりますが、工事期間は、令和 8 年 12 月までとして、また、設置期間も機器の更新を含めて、従来の 22 年間から 40 年間へ変更するとして変更申請が提出されたものです。

	事前質問はありませんでした。説明は以上です。
議 長	それでは、次第の2番目「議案」です。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、7件、9筆、11,939 m²」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、「令和6年9月30日から令和6年10月13日までの14日間」、開始日を「令和6年10月1日以降」とされています。 事前質問はありませんでした。以上です。ご審議をお願いします。
議 長	議第 1 号について、説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。
佐々木委員	7 番の案件ですが、期間が、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日となっておりますが、何を作られるのでしょうか。
事務局	申出書に記載してあるのは、地目は「田」ですが、現況は「畑」となっており、野菜を作られ、期間は半年となっております。
三浦委員	7 番の件ですが、野菜の種類は、「ポップコーン」を作っておられますが、地域計画はどうなっているのか、わかりますか。
事務局	申出書の内容、今後の計画、地域計画上どうなっているのか、確認して、次回総会の時に報告させていただきたいと思います。
議 長	それでは採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
議 長	挙手多数です。承認いたします。 続きまして議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請は、1 件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「7 号」について説明します。場所は、浜田東中学校から約 475m 東の、町内は下府町 6-1 町内になります。申請は、畑、411 m ² で、転用目的は、顛末書も提出されていますが、昭和 55 年当時、申請人の亡きお父様が居宅を建築さ

	れ、この度その建物を解体され、今回の申請地を含めた場所に個人住宅を建築されるという案件です。資金証明は融資証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、周辺への影響はないと思われるが、万一異議申立などがあった場合は、相手方と話し合い、責任をもって解決する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。 事前質問はありませんでした。以上です。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「7号」につきまして、「1番 河野委員」をお願いします。
河野委員	事務局の説明のとおりで、先般農業委員・事務局と現地確認をいたしましたが、顛末書も提出されており、問題はないかと思います。よろしくお願いします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
三浦委員	顛末書の日付が、申請書と違いますが、どういう経緯なのでしょう。
事務局	事務局で事前に確認したところ、現地の居宅は解体されておりましたが、以前に建物が建っていたことはわかる状況でしたので、顛末書の提出を求めたものです。
議 長	それでは、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請は4件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「4号」について説明します。場所は、三隅町室谷下室谷集会所から約330m北北東です。申請は、田、74㎡です。5月に申請をされた案件で、その後、農用地区域内ということが判明したため保留していましたが、徐外の手続きが完了したため、審査をしていただきたいものです。転用目的は、墓地進入路及び住宅用地の拡張です。提出された始末書にあるとおり、平成18年に墓地を建立され、その周辺の土地をその墓地への進入路として利用し、更に周辺を宅地敷地としている現況となっております。資金証明は転用済のためありません。被害防止対策等につきましては、被害の恐れはないが、万が一の場合は誠意を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、第2

種農地で、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「21 号」について説明します。場所は、金城中学校から約 1,800m 北東の、下来原金田町内です。申請は、田、605 m²です。この度農用地区域の除外申請をした所で、転用目的は、直売所及び農業用倉庫の建築、また、駐車場整備をされる計画で、資金証明として、残高証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、埋立て土砂が流出し、周辺の農地に影響がないように、コンクリートブロック土止めなど被害防止対策には万全を期す。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第 2 種農地で、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「22 号」について説明します。場所は、周布小学校から約 600m 南西の町内は周布町 1 町内になります。申請は、田、937 m²です。転用目的は、宅地分譲で、3 区画の計画です。資金証明として残高証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、生活排水は、浄化槽を通じ水路へ、又雨水はタメマスから、或いは直接排水路へ排水するので、周辺への影響はなく、また、被害の及ぶ恐れはないと思われますが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもって対処します、と申請されています。許可の判断は、第 2 種農地で、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「23 号」について説明します。場所は、三隅町向野田の西部消防署から約 950m 西北西の町内は海老谷になります。申請は、田、944 m²です。転用目的は、提出された顛末書にもありますが、昭和 58 年災害の際、近隣の河川の氾濫により、土砂・流木などの被害にあい、農地としての利用は困難となりました。災害後は、復旧工事の際には、その資材置場・廃材置場として使用し、復旧工事完了後は、造園業を営んでいた譲受人がその資材置場として使用しておられたということで、この度、所有権移転をされ、引き続き、事業で使用する庭木・庭石等を置きたいという申請です。資金証明は、残高証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、雨水については道路側側溝及び水路に流すので影響はなく、その他被害のおそれはないと思われるが、

	万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもってこれに対処します、と申請されています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。 事前質問はありませんでした。以上です。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「4号」につきまして、「19番 南谷委員または大森委員」をお願いします。
大森委員	事務局の説明のとおりです。先日現地を確認しております。よろしくお願いします。
議 長	「21号」につきまして、「3番 大崎委員または河西委員」をお願いします。
大崎委員	先日、現地を確認しております。譲受人が、販売用の店舗を拡大、また駐車場、倉庫を新設されるということで、問題はないかと思います。
議 長	「22号」につきまして、「6番 原田委員または道下委員」をお願いします。
原田委員	先般現地を確認しております。最近、谷からの水が少なくなっている状況であったようでございます。周辺の住民へも説明されており、問題はないかと思います。よろしくお願いします。
議 長	「23号」につきまして、「18番 玉田委員または串崎委員」をお願いします。
玉田委員	9月10日に現地を確認しております。河川が58年災害の時、氾濫しまして、この辺りが土砂で埋まってしまい、その後、農地には復旧しなかった経緯があります。現状では、申請のあった活用がよいのではないかと思います。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 無いようですので、採決に入ります。第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手、全員です。承認いたします。 続きまして、議第4号転用統制外証明願（非農地証明願）は3件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「14号」について説明します。場所は、金城町七条新開集会所から約75m南南東です。非農地証明の対象農地は、畑、498㎡で、昭和年月日不詳から耕作放棄となり、現況原野と申請されています。農地区分は、第2種農地です。

	現地確認の結果、農地利用されておらず、証明可能と判断しました。 「15 号」について説明します。場所は、金城町小国まちづくりセンターから約 1,800m 北東の町内は徳田上町内になります。非農地証明の対象農地は、田及び畑 3 筆、合計 1,707.61 m²で、年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。 現地確認の結果、農地利用されておらず、証明可能と判断しました。 「16 号」について説明します。場所は、三隅黒沢まちづくりセンターから約 3,700m 西南西の矢原 大辻町内になります。非農地証明の対象農地は、田及び畑 29 筆、合計 9,138.99 m²で、平成年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、いずれも農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。 事前質問はありませんでした。以上です。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。 「14 号」につきまして、「3 番 大崎委員または河西委員」をお願いします。
大崎委員	先般、委員さんと現地確認を行いました。高いところで 2 メートル程度の雑草が生えており、周囲に住宅もあり、再生は困難であると思います。
議 長	「15 号」につきまして、事務局からお願いします。
事務局	9 月 10 日に委員さんに現地を確認していただきました。農地としての再生は難しいと言っておられたことを補足説明とさせていただきます。
議 長	「16 号」につきまして、「7 番 野上委員または領家委員」をお願いします。
領家委員	現地確認を行いました。私が、この近くに森林伐採をしたところがありますが、所有者は遠方におられ、なかなか帰ってこられない状況です。よろしくをお願いします。
議 長	その他、皆様方からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
三浦委員	14 号につきまして、農地パトロールの結果欄の記載がありませんが、結果はどのような判断だったのでしょうか。
大崎委員	その場所は、20 年から 30 年ぐらい耕作されておられません。農地という判断はできないと感じております。
事務局	非農地証明については、土地所有者が証明願を提出され、農業委員会の総会により、許可するかどうかを承認されたものに許可証を交付し、最終的に

	法務局の判断により、承認されないこともあるように聞いております。今後 も適切に判断していきたいと思ひます。
議 長	それでは、採決に入ります。転用統制外証明願（非農地証明願）について、 ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
議 長	挙手、多数です。承認といたします。その他、ご意見、ご質問がありまし たらお願いいたします。
佐々木委員	報告事項の2番目の太陽光発電施設の案件ですが、40年の計画ということ ですが、周辺に農地があるようですが、草刈とかされるのでしょうか。
事務局	今回は40年ということで、発電機器は途中で更新されると聞いておりま す。周辺への影響については、悪影響が出ないよう指導をしております。
議 長	その他、事務局からありましたらお願いいたします。
事務局	その他は用意をしております
議 長	その他、無いようですので、以上を持ちまして、第8回総会を終了します。

終了 午前10時26分